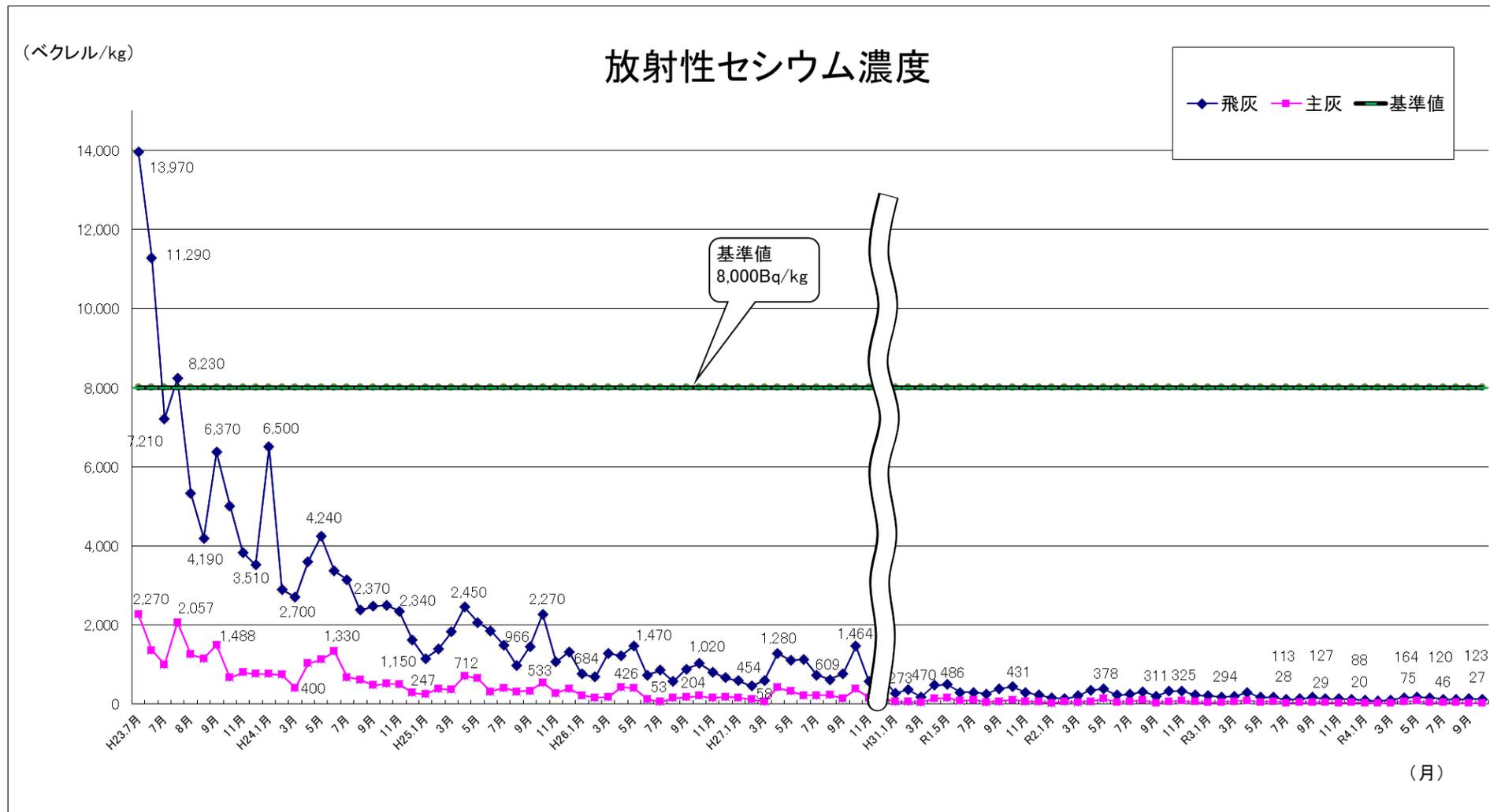


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）



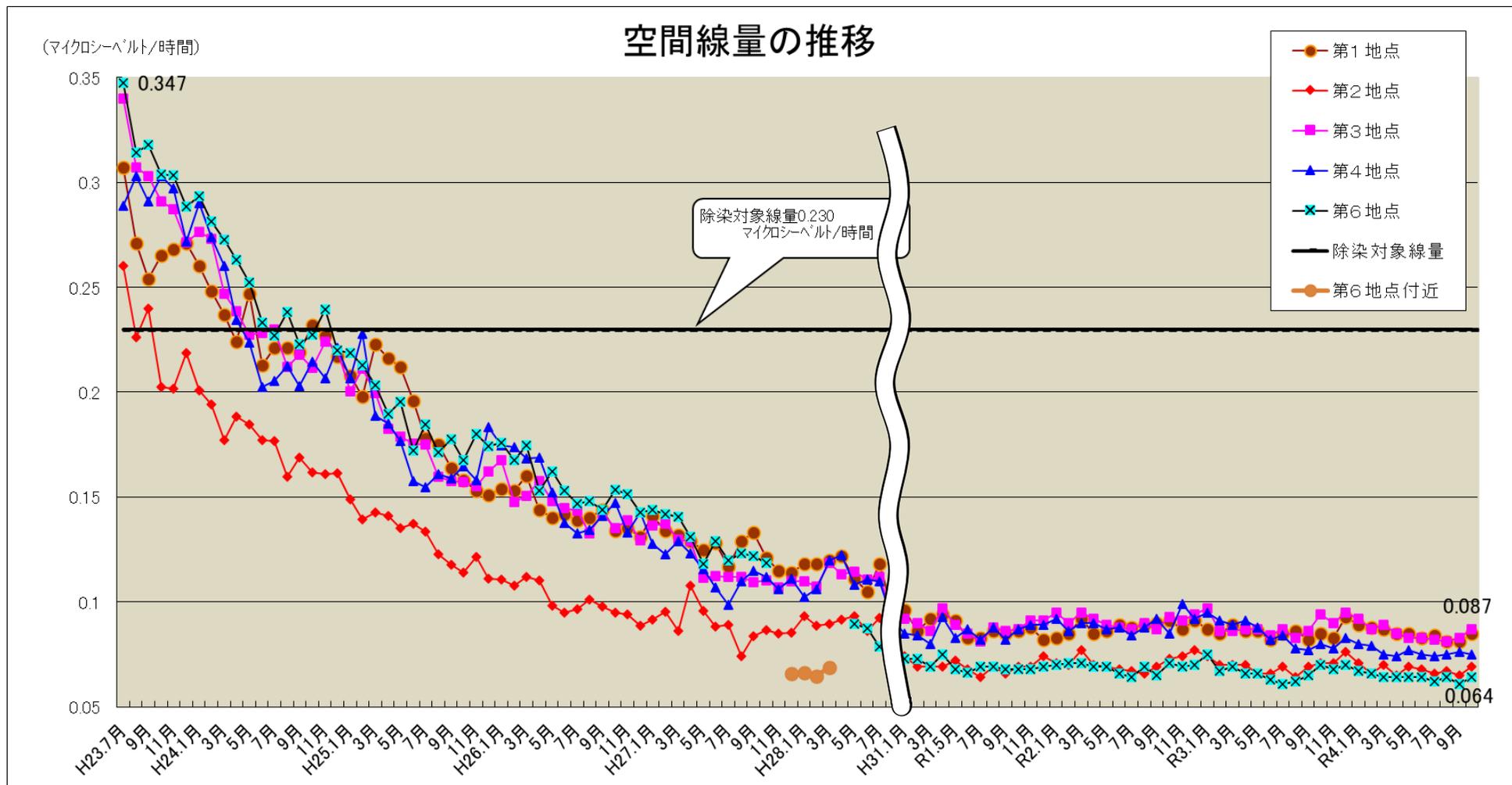
・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

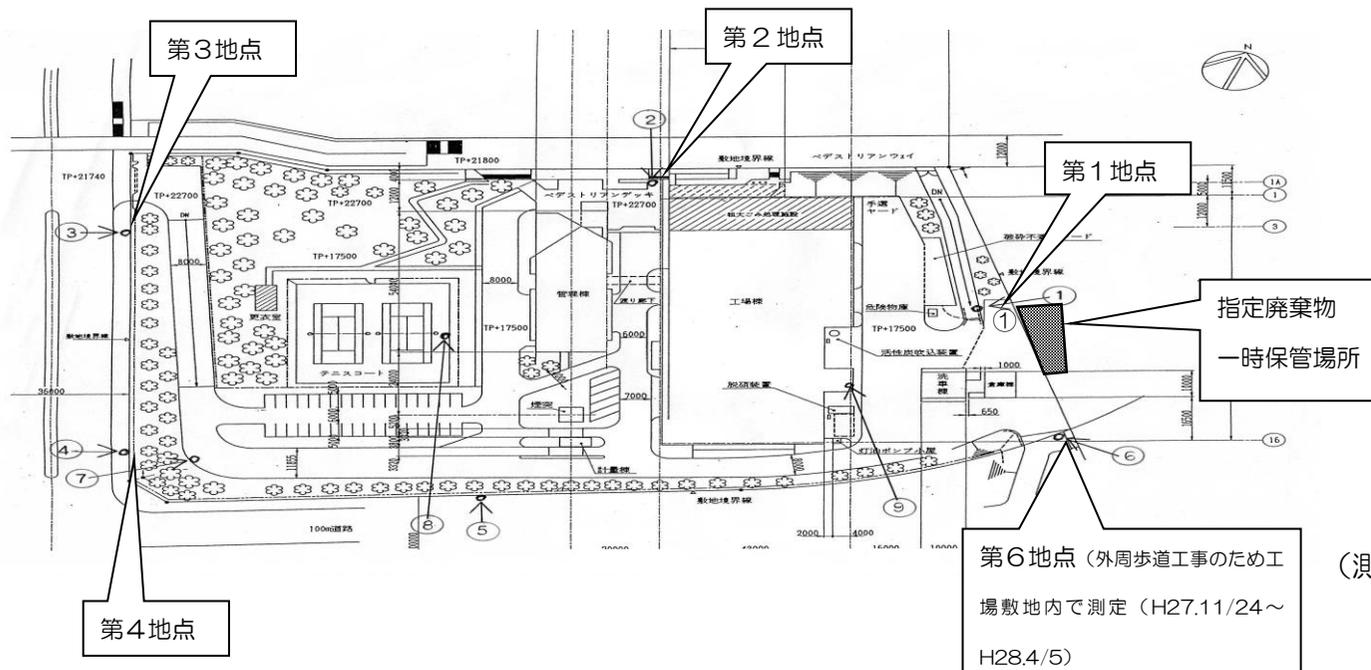
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和4年8月	1号炉	ろ紙部	不検出	2（134又は137）
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和4年9月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和4年10月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）





※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、令和元年度にドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和4年度：7月末現在）

令和4年度計画処理量	埋立量
5,364 t / 年	<ul style="list-style-type: none"> • 4月 465 t • 8月 447 t • 5月 557 t • 9月 473 t • 6月 490 t • 10月 470 t • 7月 473 t <p style="text-align: right;">計 <u>3,375 t</u></p> <p>印西地区一般廃棄物最終処分場</p> <p>埋立容量 402,200 m³ 埋立量 109,226 m³ 残余容量 292,974 m³</p> <p>埋立率 27.16%</p>

○令和 4 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 4 年 1 1 月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・設計：要求水準書・実施方針等作成、実施方針公表
事業者選定委員会調査審議（令和 4 年度：4 回予定）
- ・環境影響評価：現地調査（継続）、現地調査とりまとめ、準備書作成
都市計画原案作成、公告・縦覧

2. アクセス道路について

- ・設計業務：令和 2 年 1 1 月契約・令和 4 年 8 月完了
- ・用地買収：用地買収価格決定、税務協議、用地交渉

3. 地域振興策について

- ・基本計画：地域振興策基本計画（第 2 回変更）策定
- ・用地買収：用地買収価格決定、税務協議、用地交渉

4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月締結
- ・設計業務、工事施工：令和 5 年 3 月完了予定

5. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・工事施工：令和 5 年 2 月完了予定（実施に向け調整中）

6. 用地管理業務

- ・次期施設用地草刈（第 1 回）：4 月契約・5 月完了
（第 2 回）：9 月契約・10 月完了
- ・地域振興策用地草刈：令和 5 年 3 月までの用地取得状況による

令和4年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

破線表示は令和4年9月末時点での変更箇所

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業基本設計、 建設工事発注支援、環境 影響評価業務		関係機関協議	:道路・上下水	道・雨水排水	電気・ガス等							
		設計	:要求水準書	・実施方針等	作成							
						事業者選定委	員会調査審議					
		環境影響	評価 :現地調	査、現地調査と	りまとめ、準備	書作成						
							都市計画原案	作成、公告・縦	覧			
アクセス道路												
設計業務		設計、軟弱	地盤解析									
用地買収	用地買収	価格決定										
					税務協議、	用地交渉						
地域振興策												
基本計画			第2回変更	策定								
用地買収	用地買収	価格決定										
					税務協議、	用地交渉						
水道事業		負担契約締結				設計	(第1工区実	施設設計・第1工	区水管橋実施	設計)		
								施工	(第3工区)			
下水道事業								設計協議・	施工			
用地管理業務	次期施	設用地草刈				次期施	設用地草刈					
							地域振	興策用地草刈				

※次期中間処理施設稼働開始: 令和10年度予定

memo

1203

ICC-議題-20220909

回答は文書で

1. 表-1) 令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況のデータの件
(1) 表-1) 令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の焼却日数 焼却日の2号炉の8月のデータ(6日 26~31)は正しいのか
組合ホームページの「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録 令和4年度⇒8月分」の「一般廃棄物処理施設維持管理記録 令和4年8月分」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/04-ijikanri-kiroku-0408.pdf>)では2号炉の焼却日は27~31と記載されている。
(2) 10月の1号炉の焼却日が1~18、21~31となった理由は?(19と20の2日は何をを行ったのか)
2. 表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)のデータの件
表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【1.排出ガスに含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の内訳でダイオキシン類(コプラナーPCB以外)とコプラナーPCBは0.00016と0.00081と記載されているが正しいか
今までの測定結果では、ダイオキシン類(コプラナーPCB以外)とコプラナーPCBではダイオキシン類(コプラナーPCB以外)のほうが大きい場合が多い。
記載の数値が正しいとしたら、3号炉で何かが起きていたのではないかと推察されるのであるが。
3. 指定廃棄物の件
(1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は
(2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。
4. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正されたい。
代表者会議で取り扱う内容ではない。
令和3年度印西グリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。
5. ごみ処理の有料化に関して
(1) 白井市廃棄物減量等推進審議会の答申により、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。
(2) ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。
6. 届出項目の報告
「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して、検討されたか? 記載すると混乱するというを指摘しているが、明確に記載すれば、混乱は除外できると思われる。検討すべきである。
7. 住宅宿泊事業者(民泊)の件
「a) 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか
8. 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と印西市の第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件
組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガス)は取れているのか?
温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分しているとのことであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求める。
9. 環境影響評価の件

memo

(l) 「h)印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。

塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では、都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。

10. アクセス道路と地域振興策対象区域に関して

組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更（案）に対する意見公募（パブリックコメント）」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。

地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由はいかなるものか

11. 印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会（令和4年2月10日）の議事録で、協定値に関して「（後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですが、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。）環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と、答弁しているが、事実と異なるため、訂正すべきである。

12. 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由か？

13. 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不十分であると思われる。改善を望むものである。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

14. 令和4年度 搬入車両数と搬出車両数のデータの件

令和4年度 搬入車両数と搬出車両数のデータに、「業務用」と「直接搬入」（構成市町が許可したもの）を追加していただきたい。

15. 維持管理に関する計画の件

維持管理に関する計画(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/25-ijikanrikeikaku-.pdf>)の印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関する質問です。

(1) 「5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します」の測定結果を提示されたい。

(2) 「6 運転を開始する場合は、助燃装置等を作動させ、炉温の上昇曲線に沿って速やかに上昇させます。」の測定結果を提示されたい。

(3) 「7 運転を停止する場合は、助燃装置等を作動させ、炉温の下降曲線に沿ってごみを燃焼し尽くします。」の測定結果を提示されたい。

2022年12月3日開催の環境委員会でのの質問等
「来年度から実施の印西地区ごみ処理基本計画について」

5. 基本理念及び基本方針の実現に向けた施策

(1) 発生抑制の推進

- ① 「小型発電の分別の推進」とありますが、小型家電とはガソリンや太陽光を用いたポータブル発電機のことですよね。それぞれ捨て方があるのでは？ガソリンを燃料にした発電機は当然ガソリンを抜いて小型家電回収ボックスに入れる。太陽光発電機は、太陽に当たれば発電し危険です。どうすればいいのでしょうか。
- ② 「燃やすごみの中の可燃プラスチックごみ（資源化できないプラスチック）を令和10年までに約40%削減する（家庭系）」とありますが、「資源化できないプラスチック」とはどのようなものですか？家庭で分別できますか？燃やしてはいけないが、資源化もできないプラスチックが分かった場合、それを具体的にどのようにして削減しますか？事業系の可燃プラスチックごみ（資源化できないプラスチック）が対象になっていないのは何故ですか？
- ③ 「燃やすごみの中の資源化可能なプラスチックごみを令和10年までに約70%削減する（家庭系、事業系）」とあります。資料編によると、印西地区の令和3年度の燃やすごみ中の資源化可能なプラスチックごみは、48.7g/人・日あり、70%削減することで、約34.1g/人・日（ $48.7 \times 0.7 = 34.09$ ）削減しますとあります。その根拠として、令和3年度の他の自治体の実績値として、燃やすごみ中に含まれる資源化可能なプラスチックの割合が10.2%（ペットボトル、レジ袋、プラ容器、白色トレイ／これらは、すべてプラスチック製容器包装類です）のため、燃やすごみ中のプラスチックの割合が3.1%になりますと説明しております。
 - ・ そこで質問ですが、開示されている印西クリーンセンターの令和3年度の燃やすごみの組成分析結果では、プラスチック類は、水分を含まないデーターで31.1%、水分を含むデーターで26.5%とあります。そのうちプラスチック製容器包装類は10.2%（湿式／乾式どちらですか？）あるとのことですか？残りの20.9%（湿式では16.3%）は、製品プラスチック類と思われます。それらの処理は今後検討するとしていますが、後回しですか？貴組合は、今年の4月に施行されたプラスチック資源循環促進法の具体的措置は、来年度から行うと環境委員会で説明されたはずで
 - ・ プラスチック資源循環促進法では、製品（廃）プラスチックの削減の方法として、従来の3Rに加えてRenewable（再生可能資源の活用）を挙げておりますが、Renewableな方法で廃プラを活用する具体的な方法を教えてください。
 - ・ 削減率（70%）の設定根拠として資料編で示された他の自治体の事例（可燃性プラ

スチックを含むプラスチックの組成割合)は、瀬戸市 20.4%、札幌市 20.0%、船橋市 18.7%、千葉市 18.0%、新潟市 15.1%、豊中市 11.7%、寒川町 10.9%、海津市 6.7%と素晴らしい先例がありますが、それは何故でしょう。それは、この便利で安く、腐らず、加工しやすいプラスチックは、ひとたび使用済みになると環境破壊につながることに気が付いたからでしょう。破棄されても自然界で数百年は分解されずに残り、最終的には海にたまり、マイクロプラスチックとなって海の生物に弊害をもたらす海洋プラスチック汚染につながります。また石油から作られるプラスチックは燃やすと地球温暖化の原因となる CO2 が排出されるために近い将来は燃やせなくなります。法律が出来る前にプラスチックの使用を削減しようとする動きが先進自治体で提起され独自に対策に着手したためと思われかもしれませんがいかがですか？

- ・ 最近、メーカーが環境に優しいものとして、バイオを原料にしたバイオマスプラスチックを商品化しておりますが、もしそれが家庭に入っていた時には、燃えるごみにするのですか？また、バイオを原料としているプラスチックであることをどうやって見分けるのですか？

- ④ 「家庭系のごみの有料化を令和 10 年度までに検討、導入する (家庭系)」とありますが、何のための導入ですか？ごみ処理費用は税金で賄うべきでは？一般的な有料化のやり方は市販されている指定ごみ袋に料金を上乗せして、一般廃棄物のごみ排出量の削減を促す方法です。現在のごみ指定袋は 20 枚で約 300 円くらいですがそれに一袋 20~40 円くらいの料金を上乗せして、その上乗せ分は行政に入り、ごみ減量化の促進等に使うと言われております。今まで 1 枚の 15 円くらいだったごみの指定袋が 35 円から 55 円くらいになり、結構高くなります。ごみの有料化はごみの減量化につながると言われますが、同時に、ごみの不適正排出 (不法投棄) も増えると言われております。そもそも印西地区のごみ排出量は、全国平均や千葉県平均と比べて多い方ではないのに何故今、ごみを有料化しなければならないのか疑問です。有料化するよりもっとごみ減量化の啓発活動をするべきです。ちょっと古いデータですが、平成 23 年 3 月の統計では、全国のごみ処理有料化の実施率は 61%で、千葉県では 64.8%となっております。また、ごみの有料化でごみ排出量が減るのは 1 割程度という統計もあります。なんでも値上げしている昨今、さらに市民を苦しめる「ごみの有料化」はやめましょう！

(2) 施設の適正な運営及び管理/達成目標

- ① ご存知の通り、2015 年にパリで開催された気候変動国際連合枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で「世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。そのためには、出来る限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトさせ 21 世紀の後半には、温室効果ガス排出量と (森林などによる) 吸収量のバランスをとる」(パリ協定) を定め、翌年各国の賛同を得て成立しました。
- ・ 日本も 2016 年 5 月に地球温暖化対策総合計画で「2030 年温室効果ガス排出量を

26%削減するとともに、2050年には温室効果ガス排出量を80%に削減すると決めて国連に提出しました。

- また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、2018年10月に「1.5°C特別報告書」を発表しました。これによると人為的な活動によって世界全体の平均気温上昇は2017年時点では約1.0°C上昇しており、温室効果ガスの影響で、世界は干ばつや洪水が多発していると報道されています。島しょ国などは、海面上昇が続きそこに住めなくなる状態です。現在の度合いで行くと2030~52年の間に1.5°Cに達する可能性が高いとしています。また、これまでに人為的に排出した温室効果ガスによる温暖化は、数百年から数千年にわたって持続し、これに起因する海面上昇などの長期的変化が続くとしています。
 - その後、各国が国連に再提出した温室効果ガス排出量を合算すると、世界の温度上昇は2.7°Cまで上昇する可能性があり、1.5°C上昇はおろか2.0°Cに抑えることも出来ないことがわかりました。それを受けて国連は再度、各国に温室効果ガスの排出量の削減を要請しました。
 - 米国のトランプ前大統領は、「気候変動問題はまやかした」と言ってパリ協定から脱退しましたが、2021年1月に就任した米国のバイデン大統領は、直ちに「パリ協定」に復帰し、4月には米国主導で気候サミットがオンラインで開かれるなど世界が脱炭素に大きく動き出しました。
 - 日本も2030年度までに2013年度比46%削減する、2050年度には実質“ゼロ”にすることを決めました。それでもCOPの会場でNGOから、いまだに石炭火力を将来の発電方式として使い続け、石炭火力設備を輸出しているのを、不名誉な賞である「化石賞」をもらいました。
 - 英国グラスゴーで、2021年10月31日に開催したCOP26で既に地球は1.1°Cまで上昇していることを憂慮し「1.5°C目標に向かって世界が努力し、世界の温室効果ガス排出量を2030年までに2010年比で約45%削減し2050年までに実質ゼロにする(カーボンニュートラル)と決めました。1.5°C目標が公式文書で定められたのは初めてで、これを「グラスゴー気候合意」と名付けられました。
 - そこで、質問です。この世界の動きと本基本計画(案)の「温室効果ガス排出量を令和10年度(2028年度)までに(令和3年度比)実質16%削減する」との整合性はとれていますか？
- ② COP27が2022年11月6日から11月18日(延長が決定)にかけてエジプトで開催されています。昨年イギリスで開催されたCOP26で「パリ協定のルールブック」を完成させ、産業革命前から気温上昇を1.5°C以内に抑える努力を追求する決意を示しましたが、COP27の開催前に条約事務局から各国が掲げる温室効果ガスの削減対策では、2030年の世界の排出量は10年比10.6%増になってしまい、「依然として不十分」と発表し、このままいけば、今世紀末には、世界の平均気温は産業革命以来2.5°C上昇するだろうと指摘しました。サイモン・スティール条約事務局長は、2015年にパリ協定で定

めた1.5℃までに抑えるためには、各国政府は、今一度気候変動の行動計画を強化し、今後8年間で実行する必要があります」と発言しました。国連のアントニオ・グテレス事務局長は、参加した各国の首脳に向けて、次のように呼びかけました。「気候変動は今世紀の中心的課題だ。人類には選択肢がある。協力するか、滅びるかだ」

CO2は大気中に長く滞留し温室効果が長く続くため、早く減らす必要があります。国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、1.5℃目標の実現には25年までに排出量を減少に転じさせ、30年までに半減させる必要があると説明しました。

- ・ 我が国は、残念ながら、この会場でもNGOから、3年続いて「化石賞」をもらいました。
- ・ そこで、提案ですが、このような状況からCOP27では、相当厳しい目標が示されるはずで、日本も温暖化防止の更なる削減目標を決定することになりますので、この基本計画も早期に修正し、来年4月運用に間に合うように変更すべきです。

さらに言えば、令和10年から吉田地区で開始する「新クリーンセンター」は現在「環境アセスメント」を実施中ですが、大量にカロリーの高い廃プラスチックを燃やして、廃熱利用をする前提で計画しています。新クリーンセンターを使いだしたら30~40年間は使い続けます。令和10年（2028年）に運開したら最長2068年まで使い続ける設備です。温室効果ガスのゼロ排出は2050年からです。「新クリーンセンター」の基本設計をすぐ見直して「カーボンニュートラル」なシステムに変更してください。

（3）回収資源物の循環利用率の見直し

- ・ 本計画では資源化物の利用率の令和10年度の目標値を令和3年度基準年度（実績値）の17.9%から23.2%にアップさせています。
- ・ 因みに、国の令和7年度の目標値は約28%、千葉県は30%です。
- ・ しかし印西地区の資源物の利用率は年々下がっており、目標達成は相当難しいと思います。
- ・ 現在の統計に計上される資源物量は、行政回収の「収集資源物」と自治会などが回収している「集団回収資源物」（自治会などには1kg当たり6円のリターンがあります）の2種類です。
- ・ その他に統計に入っていない、回収される資源物は、ショッピングセンターなどの回収ボックスにお客が入れる「店頭回収」と住民が家の前に新聞などを縛っておいて、業者がトイレットペーパーなどと交換し回収する「業者回収」があります。特に業者回収は回収量が多いように見受けられます。
- ・ そこで、提案ですが、「店頭回収」と「業者回収」の量も統計に加えるべきです。この地域で資源物を回収している店も業者も把握できるはずで、数も多くないので、行政からお願いすればデータは集まるはずで、要はやる気です！

以上

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和4年度第3回環境委員会）

質問事項	回答
<p>1 表—1令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況のデータの件</p> <p>(1) 表—1令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の焼却日数の2号炉8月のデータ(26日から31日)は正しいのか。組合ホームページの「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録令和4年度8月分」では2号炉の焼却日は27日から31日と記載されている。</p> <p>(2) 10月の1号炉の焼却日が1日から18日、21日から31日となった理由は？(19日と20日の2日は何を行ったのか)</p>	<p>1</p> <p>(1) ご指摘のとおり令和4年8月の2号炉の焼却日数は27日から31日までの5日間でありました。事前資料では26日から31日までの6日間と記載していましたが誤りであります。申し訳ありませんでした。資料の数値を修正させていただきます。</p> <p>(2) ごみピットの量が予定より少なかったことから、18日から24日までの1週間程度、1号炉の焼却を止めて、調整する予定でしたが、10月20日にごみクレーンの電気系配線の接点不良により、一時焼却できなかったことで、調整していたごみピットの量が早く増えましたので、21日から焼却を開始しています。ごみクレーンの修理後は、安定的に稼働しています。</p>
<p>2 表—2②排出ガス測定(ダイオキシン類)のデータの件</p> <p>表—2②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【1排出ガスに含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の内訳でダイオキシン類(コプラナーPCB以外)とコプラナーPCBは0.00016と0.00081と記載されているが正しいか。今までの測定結果では、ダイオキシン類(コプラナーPCB以外)とコプラナーPCBではダイオキシン類(コプラナーPCB以外)のほうが大きい場合が多い。記載の数値が正しいとしたら、3号炉で何か起きていたのではないかと推察されるのであるが。</p>	<p>2</p> <p>記載してある数値に誤りは無く、操業についても、安定した焼却処理をしています。</p>
<p>3 指定廃棄物の件について</p> <p>(1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。</p> <p>(2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。</p>	<p>3</p> <p>(1) 指定廃棄物の処理に関する5市(松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市)連名による要望書につきまして、その後の進捗を印西市に問い合わせたところ、「特に進捗はございません」との回答でありました。</p> <p>(2) 今年度は、6月21日に現場の保管状態の確認、検査を行いました。異常はありませんでした。なお、現場確認検査の際に、組合からも要望書と同様の依頼をいたしました。</p>

<p>4 表-7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JISK-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJISK-0083を利用し測定)」はありえないので正常な表記に訂正されたい。</p> <p>代表者会議で取り扱う内容ではない。</p> <p>令和3年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。</p>	<p>4</p> <p>組合の提案としては、カルシウム、銅、亜鉛の物質は JIS K 0083 の分析対象物質にはないものの、排ガス中の重金属分析方法として JIS 規格化されています。</p> <p>これまで「JIS K 0083」の分析方法により測定してきた実績があり、対比できることから、引き続き「JIS K 0083」による分析方法を用いて測定を行い、管理して行きたいと考えています。資料の記載方法につきましては、ご意見を伺い決定して行きたいと思いません。</p>
<p>5 ごみ処理の有料化に関して</p> <p>(1) 白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。</p> <p>(2) ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。</p>	<p>5</p> <p>印西地区ごみ処理基本計画検討委員会内でも各委員から有料化時の減量化に対するご意見を頂いているところではございますが、具体的な実施方法や時期などについては現状では未定となっております。</p>
<p>6 届出項目の報告について</p> <p>「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して検討されたか。</p> <p>記載すると混乱するということを指摘しているが、明確に記載すれば、混乱は除外できると思われる。検討すべきである。</p>	<p>6</p> <p>前回回答と同様となりますが、質問のPRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果につきましては、環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績として毎年県へ報告しているものです。よって最新の情報は、すでに環境委員会へ報告させていただいております。</p> <p>また、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの資源物については、クリーンセンターへ運び込まれずに他で処理されるため、操業報告として記載しておりません。</p> <p>まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料で触れていない内容について記載することは混乱が生じるため、差し控えさせていただきたいと考えています。</p>
<p>7 住宅宿泊事業者(民泊)の件について</p> <p>a. 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。</p> <p>b. 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみでなく、</p>	<p>7</p> <p>各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりとのことです。</p>

事業系ごみとして適正に排出・回収されているか。
について回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。

【印西市】

- a. 県のホームページの他、適宜、県担当課に問い合わせし、把握しています。
- b. 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任において処理するよう通知をしておりますが、新規登録事業者を把握した際も、都度、通知を行っております。

【白井市】

前回までの回答時と同様の状況であり、千葉県がまとめている施設一覧(R4.3.25 時点)により市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き、排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し周知を図っています。

【栄町】

- a. 過去の環境委員会でも回答していますが、住宅宿泊事業者(民泊)の存在については、県のホームページで確認しています。
- b. 栄町では、4件の登録状況があり、前回と変わりません。現在、2件は、住宅宿泊施設として運用されておりません。また、2件は、民泊施設として運用されておりますので管理者に対し、民泊施設から排出されるごみは、集積所に置かずに事業系ごみとして、事業者が適正に処理するよう指導しており、民泊施設から家庭ごみとして排出されていないことを確認しております。

8 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件について、組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガス)は取れているのか。温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分しているとのことであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求める。

8

印西市に確認したところ、「第3次印西市環境基本計画(案)」における印西クリーンセンターの温室効果ガス排出量は、環境省の一般廃棄物処理実態調査に因数をかけ、印西市分を按分して算出したものと確認しております。

組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)」の温室効果ガスの排出量は、印西クリーンセンターで処理をした一般廃棄物の焼却量や組合で使用した電気の使用量、公用車等の燃料使用量から環境省・経済産業省の算定マニュアルを基準に算定したものです。

どちらも、妥当性があるものと思われます。

<p>9 環境影響評価の件について</p> <p>(1)「h印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。</p> <p>ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。</p>	<p>9</p> <p>新型コロナウイルス対策につきましては、国等の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づいた処理を次期中間処理施設においても行っていく予定としております。</p> <p>現在は、し尿処理の過程で人体に感染するといった検証がなされていない状況であることから、国、県等の動向を注視しながら印西地区衛生組合との協議を進めてまいります。</p> <p>以上のことから現在改訂中のごみ処理基本計画については、処理を行うこととして検討しております。</p>
<p>10 アクセス道路と地域振興策対象区域に関して</p> <p>組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由がいかなるものか。</p>	<p>10</p> <p>アプローチゾーンは、市道 00-122 号線から地域振興策開発エリアの台地部に至るまでのアクセス道路の隣接地に広大な花畑を整備(季節の花)するもので、来訪者を出迎えるゾーンとして、地域振興施設のイメージアップ、一般通行者に対する誘引力等の効果を狙い、地域振興策の対象地域に必要な用地を追加したものです。</p> <p>なお、アクセス道路の形態についての変更はありません。</p>
<p>11 印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会(令和4年2月10日)の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですけれども、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。)環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と答弁しているが、事実と異なるため訂正すべきである。</p>	<p>11</p> <p>協定値などの決定については、環境委員会を通して協議など意見交換を行い、変更を含め、住民側、組合側双方の了解を経て、協定書別表7に設置させていただいたところです。</p>
<p>12 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由か。</p>	<p>12</p> <p>印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の内容のホームページへの掲載につきましては、会議後に議事録を作成し、検討委員会の委員に議事録の確認をして頂いた後、検討委員会が完了している時点での情報を掲載しているため、会議終了後からある程度お時間を頂いているところでございます。</p>

13 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不十分であると思われる。改善を望むものである。
また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されていることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

13
次期中間処理施設整備事業については、平成 25 年度以降、用地検討委員会、施設整備基本計画検討委員会及び地域振興策検討委員会の計画策定において、検討過程における民意の反映及び透明性の確保を図るべく、住民参加型の取組のもと、当該事業計画の検討を進めております。
現在は、これまでの間に策定した施設整備基本計画、地域振興策基本計画に基づき、具体的な検討を進めているところであり、情報の公開にあつては、検討過程にあることにより、正確な情報として伝わらないおそれがある場合や、施設の設計など、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。
なお、各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程で、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。

14 令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータの件
令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータに、「業務用」と「直接搬入」(構成市町が許可したもの)を追加していただきたい。

14
環境委員会において、「事業系」、「直接搬入」だけを個別に抜き出して記載する必要性が前会議の委員の意見からは確認できないため、現状では記載する予定はありません。ただし、「事業系」、「直接搬入」の件数はそれぞれ把握することが可能であると思われるため、個人的に興味がある委員については個別に事務局まで問い合わせをお願いいたします。

15 維持管理に関する計画の件
印西クリーンセンター維持管理に関する計画について質問です。
(1)「5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します」の測定結果を提示されたい。
(2)「6 運転を開始する場合は、助熱装置等を作動させ、炉温の上昇曲線に沿って速やかに上昇させます。」の測定結果を提示されたい。
(3)「7 運転を停止する場合は、助熱装置等を作動させ、炉温の下降曲線に沿ってごみを焼却し尽くします。」の測定結果を提示されたい。

15
(1) 熱灼減量測定結果:1号炉 2.4%(10月26日試料採取)、:2号炉 2.3%(10月26日試料採取)、:3号炉 2.5%(9月9日試料採取)
(2) 焼却炉の「点火」から「ごみ投入」までの昇温は、24時間で行います。代表として1号炉の温度経過を下表のとおり示します。

16時	18時	20時	22時	24時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時
0℃	84℃	197℃	280℃	287℃	289℃	298℃	376℃	473℃	574℃	600℃	600℃

※1号炉点火時の温度状況(10月20日16時点火から21日15時までの24時間)

(3) 焼却炉の「埋火」は、炉内のごみを残さずに燃やしきることを確認しながら行います。代表として1号炉の温度経過を下表のとおり示します。

16時	17時	18時	19時	20時	21時
908℃	903℃	909℃	714℃	702℃	448℃

※1号炉埋火時の温度状況(11月4日16時埋火から21時以降は自然に降温)

16 「来年度から実施の印西地区ごみ処理基本計画について」

(1) 発生抑制の推進

① 「小型発電の分別の推進」とありますが、小型家電とはガソリンや太陽光を用いたポータブル発電機のことですよね。それぞれ捨て方があるのでは？ガソリンを燃料にした発電機は当然ガソリンを抜いて小型家電回収ボックスに入れる。太陽光発電機は、太陽に当たれば発電し危険です。どうすればいいのでしょうか。

16

※これ以降の質問にあるごみ処理基本計画の内容については現状ごみ処理基本計画検討委員会で議論されている内容のため、ごみ処理基本計画に関する質問はごみ処理基本計画の検討委員会へ個別に行うようお願いいたします。

「小型発電の分別の推進」ではなく、「小型家電の分別の推進」となります。ここでいう小型家電は各市町などでボックス回収を行っている家庭で使用されなくなった使用済みの小型家電(携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ドライヤー、オーディオプレーヤーなど)であり、回収ボックスの投入口(横30cm×縦15cm)に入るものとなるため発電機などとは別物です。

17

② 「燃やすごみの中の可燃プラスチックごみ(資源化できないプラスチック)を令和10年までに約40%削減する(家庭系)」とありますが、「資源化できないプラスチック」とはどのようなものですか？家庭で分別できますか？燃やしてはいけないが、資源化もできないプラスチックが分かった場合、それを具体的にどのようにして削減しますか？事業系の可燃プラスチックごみ(資源化できないプラスチック)が対象になっていないのは何故ですか？

17

「資源化できないプラスチック」とは現状では資源化を行っていない容器包装プラスチック(プラマークが付いているもの)以外のプラスチック製品類のこととなります。事業系については「プラスチックの資源化」の中での対応となります。

18

③ 「燃やすごみの中の資源化可能なプラスチックごみを令和10年までに約70%削減する(家庭系、事業系)」とあります。資料編によると、印西地区の令和3年度燃やすごみ中の資源化可能なプラスチックごみは、48.7g/人・日あり、70%削減することで、約34.1g/人・日(48.7×0.7=34.09)削減しますとあります。その根拠として、令和3年度の他の自治体の実績値として、燃やす

18

ごみ処理基本計画の資料編(資料40, 41)に示されている組成分析結果は両方とも乾燥前のものになります。なお、それぞれの数値に関する計算方法については、資料39の下段に示されているためそちらをご確認ください。

プラスチックの資源循環促進法への対応については現状では検討中であり、具体的な実施時期については未定となりますが、少なくとも令和6年度以降となります。

Renewable とは「再生可能な資源に置き換える」ことであり、一般的にはレジ袋などを

ごみ中に含まれる資源化可能なプラスチックの割合が10.2%（ペットボトル、レジ袋、プラ容器、白色トレイ／これらは、すべてプラスチック製容器包装類です）のため、燃やすごみ中のプラスチックの割合が3.1%になりますと説明しております。

- そこで質問ですが、開示されている印西クリーンセンターの令和3年度の燃やすごみの組成分析結果では、プラスチック類は、水分を含まないデータで31.1%、水分を含むデータで26.5%とあります。そのうちプラスチック製容器包装類は10.2%（湿式／乾式どちらですか？）あるとのことですか？残りの20.9%（湿式では16.3%）は、製品プラスチック類と思われます。それらの処理は今後検討するとしていますが、後回しですか？貴組合は、今年の4月に施行されたプラスチック資源循環促進法の具体的措置は、来年度から行うと環境委員会で説明されたはずですが。
- プラスチック資源循環促進法では、製品（廃）プラスチックの削減の方法として、従来の3Rに加えてRenewable（再生可能資源の活用）を挙げておりますが、Renewableな方法で廃プラを活用する具体的な方法を教えてください。
- 削減率（70%）の設定根拠として資料編で示された他の自治体の事例（可燃性プラスチックを含むプラスチックの組成割合）は、瀬戸市20.4%、札幌市20.0%、船橋市18.7%、千葉市18.0%、新潟市15.1%、豊中市11.7%、寒川町10.9%、海津市6.7%と素晴らしい先例がありますが、それは何故でしょう。それは、この便利で安く、腐らず、加工しやすいプラスチックは、ひとたび使用済みになると環境破壊につながることに気が付いたからでしょう。破棄されても自然界で数百年は分解されずに残り、最終的には海にたまり、マイクロプラスチックとなって海の生物に弊害をもたらす海洋プラスチック汚染につながります。また石油から作られるプラスチックは燃やすと地球温暖化の原因となるCO₂が排出されるために近い将来は燃やせなくなります。法律が出来る前にプラスチックの使用を削減しようとする動きが先進自治体で提起され独自に対策に着手したためと思われますがいかがですか？

バイオマスプラスチックにすることなどが例として挙げられます。

ごみ処理基本計画は定期的な点検・見直しを行っていくため、今後の計画の更新時期における意見としてお伺いいたします。

バイオマスプラスチックの分別に関しては現時点では不明瞭な点が多いですが、現状では原則どおり（プラマークのついた物を資源として出す）の分別となります。

<p>・最近、メーカーが環境に優しいものとして、バイオを原料にしたバイオマスプラスチックを商品化しておりますが、もしそれが家庭に入っていた時には、燃えるごみにするのですか？また、バイオを原料としているプラスチックであることをどうやって見分けるのですか？</p>	
<p>19</p> <p>④「家庭系のごみの有料化を令和10年度までに検討、導入する(家庭系)」とありますが、何のための導入ですか？ごみ処理費用は税金で賄うべきでは？一般的な有料化のやり方は市販されている指定ごみ袋に料金を上乗せして、一般廃棄物のごみ排出量の削減を促す方法です。現在のごみ指定袋は20枚で約300円くらいですがそれに一袋20~40円くらいの料金を上乗せして、その上乗せ分は行政に入り、ごみ減量化の促進等に使うと言われております。今まで1枚の15円くらいだったごみの指定袋が35円から55円くらいになり、結構高くなります。ごみの有料化はごみの減量化につながると言われますが、同時に、ごみの不適正排出(不法投棄)も増えると言われております。そもそも印西地区のごみ排出量は、全国平均や千葉県平均と比べて多い方ではないのに何故今、ごみを有料化しなければならないのか疑問です。有料化するよりもっとごみ減量化の啓発活動をするべきです。ちょっと古いデータですが、平成23年3月の統計では、全国のごみ処理有料化の実施率は61%で、千葉県では64.8%となっております。また、ごみの有料化でごみ排出量が減るのは1割程度という統計もあります。なんでも値上げしている昨今、さらに市民を苦しめる「ごみの有料化」はやめましょう！</p>	<p>19</p> <p>一般的に有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段としての位置づけが挙げられており、印西地区ごみ処理基本計画において有料化は発生抑制の推進にかかる取り組み内容の一つとして挙げられております。しかしながら現時点においては有料化についての具体的な金額や方法などについては決定されていないため、ご意見として伺います。</p>
<p>20</p> <p>(2) 施設の適正な運営及び管理/達成目標</p> <p>① ご存知の通り、2015年にパリで開催された気候変動国際連合枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。そのためには、出来る限り早く世界の温室効果ガス排出</p>	<p>20</p> <p>本質問についてはごみ処理基本計画のパブリックコメントにおいても同様の質問が挙げられているため、そちらで回答をご確認ください。ごみ処理基本計画のパブリックコメントへの正式な回答は第7回検討委員会(12/11)の開催後、会議録の作成を待つて公開される予定です。</p>

量をピークアウトさせ 21 世紀の後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる」（パリ協定）を定め、翌年各国の賛同を得て成立しました。

- 日本も 2016 年 5 月に地球温暖化対策総合計画で「2030 年温室効果ガス排出量を 26%削減するとともに、2050 年には温室効果ガス排出量を 80%に削減すると決めて国連に提出しました。
- また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2018 年 10 月に「1.5°C特別報告書」を公表しました。これによると人為的な活動によって世界全体の平均気温上昇は 2017 年時点では約 1.0°C上昇しており、温室効果ガスの影響で、世界は干ばつや洪水が多発していると報道されています。島諸国などは、海面上昇が続きそこに住めなくなる状態です。現在の度合いで行くと 2030~52 年の間に 1.5°Cに達する可能性が高いとしています。また、これまでに人為的に排出した温室効果ガスによる温暖化は、数百年から数千年にわたって持続し、これに起因する海面上昇などの長期的変化が続くとしています。
- その後、各国が国連に再提出した温室効果ガス排出量を合算すると、世界の温度上昇は 2.7°Cまで上昇する可能性があり、1.5°C上昇はおろか 2.0°Cに抑えることも出来ないことがわかりました。それを受けて国連は再度、各国に温室効果ガスの排出量の削減を要請しました。
- 米国のトランプ前大統領は、「気候変動問題はまやかした」と言ってパリ協定から脱退しましたが、2021 年 1 月に就任した米国のバイデン大統領は、直ちに「パリ協定」に復帰し、4 月には米国主導で気候サミットがオンラインで開かれるなど世界が脱炭素に大きく動き出しました。
- 日本も 2030 年度までに 2013 年度比 46%削減する、2050 年度には実質“ゼロ”にすることを決めました。それでも COP の会場で NGO から、いまだに石炭火力を将来の発電方式として使い続け、石炭火力設備を輸出しているの、不名誉な賞である「化石賞」をもらいました。

- ・ 英国グラスゴーで、2021年10月31日に開催したCOP26で既に地球は1.1℃まで上昇していることを憂慮し「1.5℃目標に向かって世界が努力し、世界の温室効果ガス排出量を2030年までに2010年比で約45%削減し2050年までに実質ゼロにする（カーボンニュートラル）と決めました。1.5℃目標が公式文書で定められたのは初めてで、これを「グラスゴー気候合意」と名付けられました。
- ・ そこで、質問です。この世界の動きと本基本計画（案）の「温室効果ガス排出量を令和10年度(2028年度)までに（令和3年度比）実質16%削減する」との整合性はとれていますか？

21

- ② COP27が2022年11月6日から11月18日（延長が決定）にかけてエジプトで開催されています。昨年イギリスで開催されたCOP26で「パリ協定のルールブック」を完成させ、産業革命前から気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求する決意を示しましたが、COP27の開催前に条約事務局から各国が掲げる温室効果ガスの削減対策では、2030年の世界の排出量は10年比10.6%増になってしまい、「依然として不十分」と発表し、このままいけば、今世紀末には、世界の平均気温は産業革命以来2.5℃上昇するだろうと指摘しました。サイモン・スティール条約事務局長は、2015年にパリ協定で定めた1.5℃までに抑えるためには、各国政府は、今一度気候変動の行動計画を強化し、今後8年間で実行する必要があります」と発言しました。国連のアントニオ・グテレス事務局長は、参加した各国の首脳に向けて、次のように呼びかけました。「気候変動は今世紀の中心的課題だ。人類には選択肢がある。協力するか、滅びるかだ」
- CO2は大気中に長く滞留し温室効果が長く続くため、早く減らす必要があります。国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、1.5℃目標の実現には25年までに排出量を減少に転じさせ、30年までに半減させる必要があると説明し

21

本質問について、ごみ処理基本計画に関する部分についてはごみ処理基本計画のパブリックコメントにおいても同様の質問が挙げられているため、そちらで回答をご確認ください。ごみ処理基本計画のパブリックコメントへの正式な回答は第7回検討委員会（12/11）の開催後、会議録の作成を待って公開される予定です。

また、次期施設に関する提案につきまして、現在、ごみ処理基本計画における改訂作業により、各種廃棄物の減量目標の設定を踏まえ、施設整備基本計画におけるごみ質や発熱量についても、見直しが必要となる状況であることを認識しております。

現在、改訂作業中のごみ処理基本計画における減量目標を踏まえた見直しを行っており、この見直しにより新クリーンセンターの発注仕様となる要求水準書に反映してまいりたいと考えております。

ました。

- ・我が国は、残念ながら、この会場でも NGO から、3年続いて「化石賞」をもらいました。
- ・そこで、提案ですが、このような状況から COP27 では、相当厳しい目標が示されるはずで、日本も温暖化防止の更なる削減目標を決定することになりますので、この基本計画も早期に修正し、来年4月運用に間に合うように変更すべきです。
さらに言えば、令和10年から吉田地区で開始する「新クリーンセンター」は現在「環境アセスメント」を実施中ですが、大量にカロリーの高い廃プラスチックを燃やして、廃熱利用をする前提で計画しています。新クリーンセンターを思いだしたら30~40年間は使い続けます。令和10年(2028年)に運開したら最長2068年まで使い続ける設備です。温室効果ガスのゼロ排出は2050年からです。「新クリーンセンター」の基本設計をすぐ見直して「カーボンニュートラル」なシステムに変更してください。

22

(3) 回収資源物の循環利用率の見直し

- ・本計画では資源化物の利用率の令和10年度の目標値を令和3年度基準年度(実績値)の17.9%から23.2%にアップさせています。
- ・因みに、国の令和7年度の目標値は約28%、千葉県は30%です。
- ・しかし印西地区の資源物の利用率は年々下がっており、目標達成は相当難しいと思います。
- ・現在の統計に計上される資源物量は、行政回収の「収集資源物」と自治会などが回収している「集団回収資源物」(自治会などには1kg当たり6円のリターンがあります)の2種類です。
- ・その他に統計に入っていない、回収される資源物は、ショッピングセンターなどの回収ボックスにお客が入れる「店頭回収」

22

資源物の「店頭回収」と「業者回収」につきまして構成市町に確認をしたところ、3市町とも現時点では回収量は把握していないとの回答でありました。いただいた提案につきましては、ご参考とさせていただき情報共有させていただきます。

と住民が家の前に新聞などを縛っておいて、業者がトイレ
トペーパーなどと交換し回収する「業者回収」があります。特に
業者回収は回収量が多いように見受けられます。

そこで、提案ですが、「店頭回収」と「業者回収」の量も統計に
加えるべきです。この地域で資源物を回収している店も業者も把
握できるはずで、数も多くないので、行政からお願いすればデー
タは集まるはずです。要はやる気です！